

コンサルティング・サービス契約

株式会社(以下「甲」という。)と十勝技術開発株式会社(以下「乙」という。)とは、甲のために乙が行うコンサルティング・サービスに関し、下記に定める条件により契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 サービスの内容

甲は乙に対し、甲の役員及び従業員の採用に関するコンサルティング・サービスを提供することを要求し、乙は甲に対しかかるサービスを提供することに同意する。

第2条 成功報酬

1. 本第1条に規定されたサービスが完了し且つ甲が本契約に基づく乙のサービスにより人材(以下「当該人材」という。)を雇用する旨決定し当該人材が入社した場合、甲は乙へ以下の報酬を支払うものとする。
雇用された人材の年収(賞与及び毎月支払われる固定手当、見込み残業を全て含む)の35%とする。
2. 甲は当該人材の入社日の属する月の翌月末日までに乙の指定する口座に上記報酬に消費税を加えた金額を振込むものとする。

第3条 返金指針

当該人材が入社後3ヶ月以内に自己都合により退職するか又は職務を果たさず解雇された場合、乙は報酬を以下の通り甲に返金するものとする。ただし、面接時及び内定通知書の諸条件の相違、強制的な残業や休日出勤の強要等による各種法令に抵触する事由で退職に至ったことが判明した場合は、返金は免除されるものとする。

1. 当該人材が入社から1ヶ月以内に退職し又は解雇された場合：報酬の50%
2. 当該人材が入社から2ヶ月以内に退職し又は解雇された場合：報酬の30%
3. 当該人材が入社から3ヶ月以内に退職し又は解雇された場合：報酬の10%

第4条 秘密保持義務

1. 甲は、本契約に従い又は関連して知り得た当該人材に関する一切の情報について秘密を厳守し、これを第三者に開示したり、開示させてはならないものとする。